

## 「ノーバスでんわ」特約

### 第1条(本サービスの提供)

株式会社ノーバス(以下「当社」といいます。)は、この「ノーバスでんわ」特約(以下「本特約」といいます。)に基づき、当社の「ノーバスでんわ」サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 本サービスは、その利用者(以下「利用者」といいます。)が発信先電話番号の先頭に特定の番号を追加して利用者端末(アンドロイド端末)から発信することにより音声通話を行うことができるサービスであり、利用者が本サービスを利用して国内宛音声通話を行う場合、当社にお支払いただく音声通話料(従量料金)が、当社サービス(ノーバス@モバイルの音声通話サービス)を利用して国内宛音声通話を行う場合の半額相当額となります。(ただし、発信先電話番号によっては、半額とならないことがあります。また、発信者電話番号の状態によっては、半額とならないことがあります。)なお、本サービスの内容は、当社のウェブサイト上に掲示します。

### 第2条(本サービスの利用に必要な手続および本特約への同意)

1 本サービスは、利用者が当社の別途定める「ノーバスでんわアプリ利用規約」に同意のうえ、利用者端末に当社ソフトウェア「ノーバスでんわアプリ」をインストールすることにより、簡便に利用することができます。

2 本サービスを一度でも利用した方は、本特約に同意したものと扱います。また、第3項に定めるインストールをされた方は、かかるインストールをしたことをもって本特約に同意したものと扱います。

### 第3条(本特約の変更)

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法に従い利用者に通知することにより、いつでも本特約の全部または一部を変更することができます。かかる変更後に利用者が本サービスを利用した場合は、その利用者が変更後の本特約に同意したものと扱います。

### 第4条(用語の定義)

本特約における用語およびその意味は、次の各号に定めるとおりとします。

(1)「利用者端末」とは、利用者がノーバス@モバイルサービスの利用に用いる端末機器であって、当社がノーバス@モバイルサービスに基づき貸与する音声通話対応SIMカードを装着したものをいいます。

(4)「提携サービス」とは、本サービスを提供するために、当社が提携先から提供を受けるサービスをいいます。

#### 第5条(本サービスによる発信可能区域)

本サービスにより音声通話の発信を行うことができる区域は日本国内に限ります。

#### 第6条(本サービスの提供)

当社は、本特約に定める条件に従い、本サービスを利用者に提供します。

#### 第7条(提供中止)

当社は、次の何れかの場合には、本サービスの提供を中止することができます。

(1) 当社または提携サービスの提供者の無線基地局設備、電気通信設備もしくは電気通信回線の保守または工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱う必要がある場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を当社所定の方法により利用者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。

3 当社は、第1項による本サービスの提供の中止により利用者に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

#### 第8条(提供停止)

当社は、次の何れかに該当する利用者に対して、何らの通知もすることなく、本サービスの提供を停止することができます。

- (1) 本特約上の義務の履行を現に怠りまたは怠るおそれがある利用者
  - (2) 当社特約に基づき当社サービスの利用停止をされた利用者
  - (3) 本サービスの提供に使用される設備または回線に過大な負荷を与える行為その他この設備または回線の運用に支障を与える行為を自ら行い、または第三者に行わせた利用者
- 3 当社は、第1項による本サービスの提供の停止により利用者に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

#### 第9条(提供終了)

次の何れかの事由が発生した場合は、利用者に対する本サービスの提供は同時に終了します。

- (1) 当社が提携サービスの提供受けるための契約が理由のいかんを問わず終了した場合
- (2) 当社特約に基づき成立した、当社サービスの提供を受けるための契約が理由のいかんを問わず終了した場合

2 当社は、第1項による本サービスの提供の終了により利用者に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

#### 第10条(禁止行為)

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 事前に当社の承諾なく、本サービスを不特定の第三者に利用させる行為
- (2) 本サービスによる音声通話の発信に用いる電話番号を不正に使用する行為
- (3) 故意に本サービスにより利用可能な回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害をあたえる行為
- (4) 故意に多数の不完了呼を発生させるまたは連続的に多数発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為

(5) 本サービスの利用にあたり、本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝もしくは勧誘などの通信をする行為または商業的宣伝もしくは勧誘などを目的とした回線への発信を誘導する行為

(6) 本サービスの利用にあたり、自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、他者が嫌悪感もしくは畏怖の念を抱くまたはそのおそれのある通信をする行為

(7) 本サービスの利用にあたり、前各号に定めるほか、第三者または当社に迷惑もしくは不利益を及ぼす行為または及ぼすおそれのある行為

#### 第 11 条(本サービスの利用料金の支払い)

利用者は、本サービスの利用の対価として、利用料金を当社に支払わなければなりません。なお、かかるお支払いについては、当社ノーバス@モバイルの支払に合算請求になります。

#### 第 12 条(料金債務の存続)

第 9 条に基づく本サービスの提供終了があった場合、かかる提供終了前の本サービスの利用により発生した料金のうち利用者が未だ支払いを完了していないものについては、その利用者が支払いを完了するまで、その支払義務が消滅することはありません。

### 第 4 章 雑則

#### 第 13 条(責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(その提供をしなかった原因が本邦のケーブル陸揚げ局または固定衛星地球局より外国側における支障であるときを除きます。)は、本サービスが全く利用できない状態(本サービスの提供に用いられる電気通信設備による全ての音声通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、120時間以上その状態が連続したときに限り、対象となる利用者の損害賠償請求に応じません。なお、かかる請求に対して当社が賠償する損害の範囲については、本条第 2 項から第 4 項の規定が適用されます。

2 前項の場合において賠償請求をすることができる損害は、対象となる利用者が契約締結しているノーバス@モバイルの1か月分のプラン料金をを限度とし、これに対応する消費税等相当額を加算した額を上限とします。

3 本条第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

4 当社は、他の電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、当社が他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービスが利用できなかった利用者全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、利用者に現実に発生した直接かつ通常の損害に限り賠償請求に応じます。

5 前4項に定める場合を除き、当社は、利用者が本サービスの利用に関して被った損害につき、債務不履行責任、不法行為責任、またはその他の法律上の責任であるかを問わず、賠償責任を負いません。

#### 第14条(無保証)

当社は、本サービスについて、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、利用者の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

#### 第15条(自己責任の原則)

利用者は、本サービスの利用に伴い他者(国内外を問いません。以下同じ。)に対して損害を与えた場合または他者からクレームの通知を受けた場合、自己の責任と費用をもって、これら进行处理および解決しなければなりません。利用者が本サービスの利用に伴い他者の行為により損害を被った場合または他者に対してクレームを通知する場合も同様とします。

2 当社は、利用者が故意または過失により当社に損害を被らせたときは、利用者に損害の賠償を請求することができます。

#### 第16条(利用者情報等の取り扱い)

利用者には、利用者が当社特約に基づく当社サービスの提供を受けるための契約の申し込みに際して入力した事項および第2条第1項に定める電話番号(併せて以下

「利用者情報」といいます。)を次の各号に定める範囲において、当社が利用することに同意していただきます。

(1) 本サービスを提供すること。

(2) 前号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、利用者情報を安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して利用者情報の取り扱いについて委託すること。

(3) 本サービスを提供するために必要な限りにおいて、当社に提携サービスを提供する提携先に利用者情報を提供すること、および当社に提携サービスを提供する提携先に登録されている利用者情報の削除手続きを利用者の希望に基づき当社が利用者に代わり行うこと。

#### 第 17 条(本サービスの変更または廃止)

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第 2 条の規定を準用します。

2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止により利用者に損害その他不利益が生じたとしても、何ら責任を負いません。

#### 附則

本特約は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。